

(別紙1の2)

生活援助従事者研修におけるカリキュラム等について

1 研修カリキュラム及び研修時間数

科 目	項 目	最低限実施すべき時間数
1. 職務の理解	(1) 多様なサービスの理解 (2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	2 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	(1) 人権と尊厳を支える介護 (2) 自立に向けた介護	6 時間
3. 介護の基本	(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携 (2) 介護職の職業倫理 (3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント (4) 介護職の安全	4 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	(1) 介護保険制度 (2) 医療との連携とリハビリテーション (3) 障害福祉制度およびその他制度	3 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	(1) 介護におけるコミュニケーション (2) 介護におけるチームのコミュニケーション	6 時間
6. 老化と認知症の理解	(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常 (2) 高齢者と健康 (3) 認知症を取り巻く状況 (4) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 (5) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 (6) 家族への支援	9 時間
7. 障害の理解	(1) 障害の基礎的理解 (2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 (3) 家族の心理、かかわり支援の理解	3 時間
8. こころとからだのしくみと生活支援技術	I 基本知識の学習 (1) 介護の基本的な考え方 (2) 介護に関するこころのしくみの基礎的理解 (3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 II 生活支援技術の学習 (4) 生活と家事 (5) 快適な居住環境整備と介護 (6) 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (7) 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (8) 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (9) 死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護 III 生活支援技術演習 (10) 介護過程の基礎的理解	24 時間
9. 振り返り	(1) 振り返り (2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修	2 時間
合 計		59 時間

2 講義及び演習の実施方法

別紙2-2「生活援助従事者研修における目標、評価の指針」（以下「指針」という。）に沿ってカリキュラムを作成するものとし、下記の①～③を必要条件とする。

- ① 各科目の時間数が、「最低限実施すべき時間数」に掲げる時間以上であること。
- ② 受講者が研修終了後に、指針における各科目の「修了時の評価のポイント」の各項目に示す水準に達成すること。
- ③ 受講者が研修修了後一定の実務後に、指針における各科目の「ねらい（到達目標）」の各項目に示す水準に到達する基礎を形成できること。

具体的なカリキュラム構成は、次の方法によるものとする。

- (1) 各科目は知識・理論・技術等を習得するための「講義」と講義によって学んだ事項の理解を深めるための「演習」を一体的に行うものとする。
- (2) 各科目は「内容」を科目内において分野ごとに「項目」に細分化の上、担当講師を定め実施するものとする。
- (3) 研修を行う実施順序は、「1 職務の理解」を最初に行い、「9 振り返り」を最後に行うこととする。
- (4) 各科目における演習については、グループ討論、事例討議、実技演習等、事業者が創意工夫して実施すること。
- (5) 科目の時間数については、各科目内の各項目の合計時間数が科目毎に定められた最低実施すべき時間数以上になるように計画すること。科目内の時間配分については、事業者が教育内容に基づき各自定めるものとするが、特定の分野に偏ることがないように留意すること。
- (6) 各科目の構成にあたっては、研修カリキュラムに掲げる科目の他に、必要に応じて科目を追加し実施することができるものとする。

3 実習の実施方法

(1) 実習を行う科目

- ① 「1 職務の理解」及び「9 振り返り」において、施設の見学等の実習を活用するほか、効果的な研修を行うため必要があると知事が認めた場合には、「8 こころとからだのしくみと生活支援技術」を除く他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することができる。
- ② 実習を追加カリキュラムで行う場合は①に掲げる科目の制限はないものとする。

(2) 実習の方法

- ① 実習開始前までに「実習オリエンテーション」を実施し、実習の意義・目的等について指導すること。
- ② 実習修了後、受講者に各実習科目について「実習レポート」を提出させ、適切かつ効果的に行われたことを確認すること。

なお、「実習レポート」の様式については、事業者が適宜定めること。

(3) 実習施設と実習指導者

- ① 実習施設は適切な設備及び実習指導員を有し、申請時点で開設から1年以上経過している別紙5に示す施設とする。
- ② 実習指導者は実習施設において申請時点で3年以上介護業務に従事している者であって、適切な指導を行うことができる者とする。

4 修了評価について

- (1) 研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要があることに留意すること。
- (2) 修了評価は、指針における各科目の「修了時の評価ポイント」に沿って、各受講生の知識・技術等の習得度を評価するものとする。
- (3) 講師による評価は、「8. こころとからだのしくみと生活支援技術」の中で、介護技術の習得が講師により評価されることを要するものとする。
- (4) 筆記試験は、全科目終了後に0.5時間以上実施するものとし、その時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。

なお、評価の難易度については、指針における各科目の「修了時の評価ポイント」を理解できるレベルとし、全体に対する7割以上の正答を合格基準とするものとする。

- (5) 指針における各科目の「修了時の評価ポイント」に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、事業者は必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努め、再評価するものとする。